

欧州保護観察連合及び全国保護司連盟の相互連携に関する協定

欧州保護観察連合 (THE CONFEDERATION OF EUROPEAN PROBATION) は、保護観察、社会奉仕、調停及び和解その他の社会内処遇を通じ、犯罪者の社会的包摂を促進することを目的とする団体である。

全国保護司連盟 (THE JAPAN HOGOSHI FEDERATION) は、地域社会において犯罪者及び非行少年の更生及び社会復帰を支援するとともに、犯罪の予防を図る保護司及び保護司組織の活動の充実強化を目的とする団体である。

本協定は、両者が次に掲げる事項について連携し、及び協力を行うことを目的とする。

- 一 行事、研究及び出版物に関する情報その他の関連情報の相互提供に関すること。
- 二 会議、セミナーその他の活動への相互参加の機会の検討に関すること。
- 三 犯罪者の更生及び社会復帰を支える地域ボランティアの取組に関する国際的認知の向上及びボランティア間の国際的ネットワークの促進に関すること。
- 四 効率的かつ効果的なボランティア制度の確立に向けた革新的かつ建設的な連携の推進に関すること。

本協定に基づく具体的な取組の内容、実施方法その他必要な事項については、当該取組の開始に先立ち、交換協定により定めるものとする。

本協定は、いずれの当事者にも財政的な義務を課すものではない。

本協定は署名の日から効力を生じ、5年間有効とする。なお、両者の書面による合意により、更新し、又はその内容を変更することができるものとする。